



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保険の適用拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 所得税 財産債務調書制度

NEWS1. パートタイマー(短時間労働者)の社会保険適用

現在、パートタイマー(短時間労働者)の社会保険加入条件は、週の所定労働時間がその事業所の正社員のおおむね4分の3以上の者とされていますが、平成28年10月より、**週の所定労働時間が20時間以上**の者にまで適用が拡大されます。

この法改正により、労働日数と労働時間が4分の3未満の人であっても、以下の4つの要件すべてに該当する場合には、被保険者になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 賃金の月額が88,000円以上であること
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと

ただし、平成28年10月時点では従業員数(現在の加入基準での社会保険被保険者数)501人以上の企業の従業員が対象とされ、これにより25万人が新たに社会保険の適用対象となることが見込まれています。なお、従業員数500人以下の企業についても3年以内の適用拡大が予想されています。

この変更に伴い、標準報酬月額表も改定されます。現在、厚生年金保険の下限が98,000円ですが新たに、88,000円の等級が追加されます。これは500人以下の企業についても対象です。

非正規労働者に対する社会保険のセーフティネット強化と、女性の就業意欲を促進し、今後の労働人口減少社会に備える目的があるようです。

NEWS2. (書籍の紹介)

ラグビー日本代表を変えた「心の鍛え方」 荒木 香織

(内容紹介)

「荒木さんがいなければ、僕のルーティンは完成しなかった」(五郎丸歩)

ラグビー日本代表メンタルコーチとして、ワールドカップの快進撃を支えた筆者の初著作。五郎丸のあのポーズは、どうして生まれたのか。何の意味があるのか。

二人三脚で「ルーティン」を作りあげた筆者だから書ける秘話がいっぱい。

最新のスポーツ心理学から導き出された「メンタルの鍛え方」は、アスリートはもちろん、一般社会で働く人にもきっと役立つだろう。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850

Question

平成27年分の所得税の確定申告において、気を付けないといけないところがありますか？

Answer

現行の財産債務明細書が新たに財産債務調書として整備されました。
この財産債務調書の提出の有無により、過少申告加算税等の特例措置があります。



【解説】

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から財産債務明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産債務の財産債務調書の提出を求める制度ができました。

改正前と改正後の比較は以下となります。

変更項目	改正前	改正後
提出基準	その年分の所得金額が2,000万円超であること	<ul style="list-style-type: none"> ・その年の所得金額が2,000万円超であることに加えて ・その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること または ・その年の12月31日において有する国外転出特例対象財産の価額が1億円以上であること
記載事項	財産の種類、数量及び価額	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の種類、数量及び価額、所在並びに債務の金額等 財産債務に関する事項については、種類別、用途別（一般用及び事業用）、所在別に記載する必要があります
その他措置	—	財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、財産債務調書に記載がある財産債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます

財産の評価については、原則としては時価となります。ただし見積価額とすることもできることとなります。

また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとなります。

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

本制度の適用時期は平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用になりますので、平成27年分の確定申告から提出が必要になります。

参考資料等

国税庁「財産債務調書」の提出制度が創設されました

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850